

やまなし未来創造農業推進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、本県農業の更なる発展を図るため、農業協同組合等（以下「事業実施主体」という。）が取り組む事業に要する経費に対し市町村が補助する事業について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、やまなし未来創造農業推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第2条 この補助金は、実施要領に基づいて市町村が実施する当該補助金を財源とする給付金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

2 補助事業の対象とする事業実施主体、事業種目、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長（以下「市町村長」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、事業実施主体の当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に送付するものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業の内容について、別表に掲げる重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、速やかに変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 知事は、第3条第2項の規定により、事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- (6) 事業実施主体は、補助事業により取得した財産等について管理規程を定め、財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 市町村長は、事業実施主体が取り組む事業に対し前各号の条件を履行するために必要な条件を付さなければならない。

(状況報告)

第6条 第4条により補助金の交付決定の通知を受けた市町村長は、12月末日現在の補助事業の遂行状況を、遂行状況報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第7条 市町村長は、補助事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）により、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。
- 2 市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
 - 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第8条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。
- 2 知事は、市町村に交付すべき補助金額の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とし、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要があると認める場合には、概算払により交付することができる。

2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(処分の制限)

第10条 事業実施主体は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した機械、設備等の財産(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金の交付の目的及び「農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)別表」を準用して定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 市町村長は、事業実施主体が取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとする場合には、財産処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認については「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて行うものとする。この場合において、交付した補助金のうち、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から、財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する部分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた市町村及び市町村からこの補助金を財源とする給付金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(書類の提出)

第12条 この要綱に基づく書類について、市町村長は、当該市町村を管轄する農務事務所に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

事業実施主体	事業種目	補助対象経費	補助率	重要な変更
1 農業協同組合 2 農業者等の組織する団体 3 新規就農者及び指導農業者等が組織する農業者集団 4 農業法人 5 その他知事が適当と認める団体等	1 先進的技術の導入に向けた取り組み	○ データ農業、スマート農業等に必要な機械、設備等の整備に係る経費	補助対象経費の欄に掲げる事業の実施に要する経費の1/2以内。 (ただし補助上限額15,000千円、補助下限額250千円とする。)	1 事業実施主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 補助金額の増、又は20%を超える減 4 総事業費の20%を超える増減 5 設置場所、施工箇所の変更 6 主要工事内容の変更又は機械等の主要な仕様の変更 7 その他知事が重要な変更と認めるもの
	2 4パーミル・イニシアチブの推進に向けた取り組み	○ 4パーミル・イニシアチブの推進に必要な機械、設備等の整備に係る経費	補助対象経費の欄に掲げる事業の実施に要する経費の1/2以内。 (ただし補助上限額2,500千円とする。)	
	3 異常気象への対応に向けた取り組み	○ 異常気象による病害の発生防止、安定生産に必要な機械、設備等の整備に係る経費	補助対象経費の欄に掲げる事業の実施に要する経費の1/2以内。 (ただし補助上限額10,000千円、補助下限額25千円とする。)	
	4 その他知事が必要と認める取り組み	○ 上記とは別に知事が必要と認めた機械、設備等の整備に係る経費	補助対象経費の欄に掲げる事業の実施に要する経費の1/2以内。	

様式第1号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

〇〇年度やまなし未来創造農業推進事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、やまなし未来創造農業推進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、補助金交付を申請します。

(注) 本様式における押印は省略しても差し支えない。

1 事業種目

2 補助金交付申請（又は決定）額

円

3 事業の目的

4 事業の計画（又は実績）

事業実施主体	事業内容等			施工箇所 又は 設置場所
	整備内容	構造・能力等	事業量	

施工計画（又は実績）※			事業費	県費 補助額	備考
着工予定年月 (着工年月日)	竣工予定年月 (竣工年月日)	施工方法			
			(円)	(円)	

※施工計画（実績）については、建物の新築及び改築、基礎工事、電気工事及び配管工事等を伴う機器の設置を行う事業に限り記入を行う。

5 経費の配分

補助事業に要する経費 (補助事業に要した経費) (A) + (B) + (C)	補助対象事業費	負担区分			積算の 基礎
		県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	

6 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

令和 年 月 日

7 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	(円)	(円)	(円)	(円)	
市町村費					
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	(円)	(円)	(円)	(円)	
計					

8 交付決定前着手届における着手予定日（事前着手届を提出している場合のみ記載）

令和 年 月 日（令和 年 月 日付け第〇〇号）

9 補助金の支払いの方法（実績報告の場合のみ記載）

支払い方法 口座振替
 金融機関名
 支 店 名
 預 金 種 別
 口 座 名 義
 口 座 番 号

10 添付書類（実績報告の場合のみ記載）

整備した機器等の写真
 見積書
 補助事業に係る経費の支払及び内訳が分かる書類の写し（納品書、請求書、領収書）
 保険証書の写し
 支出命令伝票の写し
 財産管理台帳
 管理運営規程 等

※様式第7号 実績報告書に添付する際は、カッコ内の語句を記載すること。

様式第2号

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度やまなし未来創造農業推進事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあったやまなし未来創造農業推進事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業種目及び内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、様式第3号によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助金額の20%を超えない減額
 - イ 総事業費の20%を超えない増額、減額
 - ウ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、様式第4号により速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 交付要綱第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行わなければならない。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金を他の用途に使用したとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に

補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、規則第17条第1項に基づいた加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、規則第17条第3項に基づいた延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿、証拠書類及び取得財産等は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管及び管理しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、その期間は次のとおりとする。

処分を制限する財産の名称等		保管 (財産処分) 期間 (年)
機 械 設 備 等 の 分 類	財産の名称、構造等	

※9のただし書き及び「処分を制限する財産の名称等」の表は、財産処分制限期間が5年の場合は記載不要。

様式第3号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

〇〇年度やまなし未来創造農業推進事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし未来創造農業推進事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

1 変更理由

2 変更の内容

[補助金の交付決定を受けた事業の内容と、変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。]

(注) 本様式における押印は省略しても差し支えない。

様式第4号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

〇〇年度やまなし未来創造農業推進事業費補助金中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし未来創造農業推進事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）の理由（※できるだけ具体的に記入すること。）
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（注） 本様式における押印は省略しても差し支えない。

様式第5号

財 産 管 理 台 帳

市町村名	事業実施年度			令和 年度		補助金名	やまなし未来創造農業推進事業費補助金							
事業内容				工期又は取得日		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業主体	工種構造	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 (取得) 年月日	事業費	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
							県費	市町村費	その他					
合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第6号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

〇〇年度やまなし未来創造農業推進事業費補助金遂行状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった〇〇年度やまなし未来創造農業推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり遂行状況を報告します。

1 補助事業の遂行状況

2 交付要綱別表に規定する重要な変更の予定 有 / 無
変更申請予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 本様式における押印は省略しても差し支えない。

様式第7号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

〇〇年度やまなし未来創造農業推進事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし未来創造農業推進事業費補助金について、次のとおり事業を完了（廃止）したので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により報告します。

補助金の額 円

（注） 本様式における押印は省略しても差し支えない。

※以下、様式第1号に準じて作成すること。

- ・軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内容と容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第8号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

〇〇年度やまなし未来創造農業推進事業費補助金の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし未来創造農業推進事業費補助金に
ついて、同補助金交付要綱第7条第3項の規定により報告します。

1 補助金の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

- (注) 1 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
2 本様式における押印は省略しても差し支えない。

様式第9号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

〇〇年度やまなし未来創造農業推進事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし未来創造農業推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考
(円)	(円)	(円)	(円)	

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名

本店 ・ 支店 (支店名)

預金種別 当 座 ・ 普 通

口座名義

口座番号 No.

(注) 本様式における押印は省略しても差し支えない。

様式第10号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

〇〇年度やまなし未来創造農業推進事業費補助金財産処分承認申請書

〇〇年度やまなし未来創造農業推進事業費補助金により〇〇〇〇（事業実施主体名を記載）が取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 添付書類
 - ・財産管理台帳
 - ・その他知事が必要と認める書類

(注) 本様式における押印は省略しても差し支えない。